

サービス事業者用		
No. 提出書類	√欄	確認内容
1 助成金交付申請書（第1-1号様式）		
1 申請者情報		作成日)の記載ある ※交付申請受付日以前の日付であること
		申請の種別、申請者の種別)について、それぞれいずれか1つに√がある
		住所、名称/氏名、代表者役職、代表者氏名)が、『本人確認書類』または『実在証明書類』に記載の内容と一致する
2 共同申請者の情報(共同申請の場合) ※共同申請でない場合は記入不要		住所、名称/氏名、代表者役職、代表者氏名)の記載ある
共同申請者の情報(3番目の共同申請者がいる場合) ※共同申請でない場合は記入不要		住所、名称/氏名、代表者役職、代表者氏名)の記載ある
3 助成事業の概要		事業プランの名称、登録事業プラン番号)の記載がある
		再エネ100%電気の調達方法、助成対象設備を導入する建物の種別)について、それぞれいずれか1つに√がある
		助成対象設備を導入する建物等の「棟数」、「戸数」、助成対象設備の設置場所の住所)の記載がある ※戸数について、助成対象は「居宅」となります。居住用として使用されていない事務所や店舗は、助成金交付申請書に記載する戸数から除外し申請をしてください。
		工事期間の開始日(予定)、終了日(予定)、助成対象設備の設置日(予定)の記載がある ※受変電設備等の工事期間を記載すること
		受変電設備等の所有者)の記載がある
		太陽光発電システムの発電出力)の記載がある ※太陽光発電システムの申請をする場合にのみ記載すること
4 助成対象経費内訳		受変電設備等 機器費、設置工事費)の記載した金額が見積書の金額と一致している ※見積書のどの項目が機器費、設置工事費それぞれに含まれるのか、色分けや番号を振る等で示すこと
5 助成金交付決定通知書・助成金確定通知書の送付先		住所、会社名、フリガナ、担当者名、所属部署、日中連絡が取れる電話番号、メールアドレス)の記載がある
6 申請書類に関する問い合わせ先 ※5「助成金交付決定通知書(中略)の送付先」と同じ場合は記入不要		住所、会社名、フリガナ、担当者名、所属部署、日中連絡が取れる電話番号、メールアドレス)の記載がある
2 誓約書(第2号様式)		
		誓約事項を一読し、該当項目に√がある
		日付)の記載がある ※交付申請以前の日付であること
		住所、名称、代表者の職・氏名)の記載がある ※『本人確認書類』または『実在証明書類』に記載の内容と一致すること
3 助成申請者(個人)本人確認書類 ※申請者の種別が個人の場合のみ提出		
		運転免許証、資格確認書、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書(在留カード、又は特別永住者証明書)、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人番号カード、いずれか1つの写しである 申請者本人の氏名・住所がはっきりと確認できる ※氏名と住所が記載された面(頁)が分かれている場合は、両方の面(頁)が必要
		交付申請受付日時点で有効期限内である
		日本で発行されたものである
		不要な個人情報欄はマスキング(黒塗り)すること ※マイナンバー個人番号カードの場合、性別、左下16桁の番号、臓器提供意思の欄をマスキングする(裏面(個人番号、二次元コード)の写しは不要)
4 助成申請者(法人)実在証明書類		
		商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれか1つである ※印鑑証明書の場合は、助成金交付申請書の「申請者情報」欄に記載の代表者のものであること
		交付申請受付日時点で発行日から6か月以内である
		登記情報提供サービスで取り寄せたものでない
5 受変電設備等の見積書(写し)		
		交付申請受付日時点で有効期限内の見積書であること
		新築工事や改修工事に伴い助成対象設備を設置する場合、助成対象設備の工事のみに係る見積書を分離すること
		発行者(販売事業者等)の社名、捺印がある ※電子印も可
		宛先(注文者)に申請者の宛名の記載がある
		助成対象設備の設置場所の住所の記載がある
		受変電設備等の機器費、設置工事費について、それぞれの詳細の内訳・金額の記載がある ※消費税及び地方消費税は除く
6 重要事項説明書等(案) ※新築住宅の場合のみ		
		都の助成金を受ける(申請をする)旨の記載がある ※記載箇所をマーキング等して目立たせること
		助成金により電気料金が控除される旨の記載がある ※記載箇所をマーキング等して目立たせること
7 新築住宅の事業計画書等 ※新築住宅の場合のみ		
		助成対象設備の設置場所の住所、棟数、戸数、建物名称もしくはプロジェクト名称の記載がある
8 助成対象住宅の登記事項証明書 ※既存住宅の場合のみ		
		法務局の公印がある
		登記情報提供サービスで取り寄せたものでない
		交付申請受付日時点で発行日から6か月以内である
		全部事項証明書 または 現在事項証明書である
		専有部分の家屋番号の記載があり、戸数の確認ができるものである

9	住民総会での決議を証する書類	
	※既存住宅の分譲マンションの場合のみ	<p>都の助成金を受ける（申請をする）ことを説明した旨の記載がある</p> <p>申請する機器の設置について合意された旨の記載がある</p> <p>助成金により電気料金が控除されることを説明した旨の記載がある</p> <p>総会または理事会の開催日、マンション管理組合名、代表者名等の記載がある</p> <p>管理組合代表者が選定されたことが分かる</p> <p>※議事録の中に記載がない場合は、代表者選任を証する資料を別途提出すること</p>
10	受変電設備・電力量計の電気系統図（単線結線図）	<p>見積書に記載された費目との照合が明確にできるように、図面に品名・型式・仕様等を正確に記載すること</p> <p>申請する助成対象の機器、盤、配線等はカラーで記載されている</p> <p>受変電設備から単位住戸及び電力量計までの電気系統が記載されている</p> <p>助成対象設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、共用部と専有部の区分が明確に分かる（連系点が複数ある場合には全数記載すること）</p> <p>電源ラインに接続される単位住戸の戸数が記載されている</p>
11	受変電設備・電力量計の平面図	<p>受変電設備、電力量計の位置が記載されている</p> <p>申請する助成対象の機器はカラーで記載されている</p> <p>キュービクル内、各機器の配置が確認できる</p> <p>キュービクルの据付仕様（基礎等の寸法）が確認できる</p>
12	キュービクルの仕様書	<p>※仕様書が既にあれば提出</p> <p>機器の品名や仕様が見積書と一致する</p>
13	助成対象機器設置前の写真	<p>※既存住宅の場合のみ</p> <p>助成対象機器が設置前であることが分かる</p> <p>新規の電力量計を設置する前（既存の電力量計）の代表一個の写真がある</p> <p>受変電設備等の設置予定位置の全景が撮影されている（障害物がないこと）</p> <p>カラー写真である</p> <p>GoogleマップやWEB上の地図の写しではない</p>
14	その他公社が必要と認める書類	<p>※該当するものがあれば提出</p> <p>3者の関係が分かるスキーム図（様式問わず）を提出すること</p> <p>※3者共同申請の場合に提出</p> <p>リースの形態・リースが行われることが確認できる書類を提出すること</p> <p>※受変電設備がリースの場合に提出</p> <p>利益排除に該当する場合、下記いずれかのパターンに沿った資料を提出すること</p> <p>〈パターン① 利益排除に該当する経費の原価が分かる〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原価の分かる書類</li> </ul> <p>〈パターン② 利益排除に該当する経費の原価を証明できない〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持株比率を証する書類</li> <li>・ 調達先の直近年度の決算報告書（「売上総利益率」が確認できる決算報告書（単独の損益計算書））</li> </ul> <p>※利益排除に該当する場合に提出</p> <p>審査過程で公社から提出をもとめられた書類があれば提出すること</p>

太陽光発電システム申請者用		
No. 提出書類	√欄	確認内容
1 助成金交付申請書（第1-2号様式）		
1 申請者情報		作成日)を記載すること ※交付申請以前の日付であること
		申請の種別、申請者の種別)について、それぞれいずれか1つに√がある
		住所、名称/氏名、代表者役職、代表者氏名)が、『本人確認書類』または『実在証明書類』に記載の内容と一致する
2 共同申請者の情報(共同申請の場合) ※共同申請でない場合は記入不要		住所、名称/氏名、代表者役職、代表者氏名)の記載がある
共同申請者の情報(3番目の共同申請者がいる場合) ※共同申請でない場合は記入不要		住所、名称/氏名、代表者役職、代表者氏名)の記載がある
3 助成事業の概要		事業プランの名称、登録事業プラン番号)の記載内容が、再エネ高圧一括受電サービスの申請内容と同一である 本事業の受変電設備等の交付決定番号)の記載がある ※既に受変電設備等の交付決定を受けている場合に記入 助成対象設備を導入する建物の種別)について、いずれか1つに√がある 助成対象設備を導入する建物等の「棟数」、「戸数」)の記載がある ※戸数について、助成対象は「居宅」となります。居住用として使用されていない事務所や店舗は、助成金交付申請書に記載する戸数から除外し申請をしてください。 架台工の有無、防水工の有無)について、それぞれいずれか1つに√がある 助成対象設備の設置場所の住所)の記載がある 工事期間の開始日(予定)、終了日(予定)、助成対象設備の設置日(予定)の記載がある ※太陽光発電システムの工事期間を記載すること 太陽光発電システムの所有者)の記載がある
4 助成対象経費内訳		太陽光発電システム 機器費、設置工事費)の記載した金額が見積書の金額と一致している ※見積書のどの項目が機器費、設置工事費それぞれに含まれるのか、色分けや番号を振るなどで示すこと 架台の設置 材料及び工事費)の記載した金額が見積書の金額と一致している ※架台工事がある場合 防水工事 材料及び工事費)の記載した金額が見積書の金額と一致している ※防水工事がある場合
5 助成金交付決定通知書・ 助成金確定通知書の送付先		住所、会社名、フリガナ、担当者名、所属部署、日中連絡が取れる電話番号、メールアドレス)の記載がある
6 申請書類に関する問い合わせ先 ※5「助成金交付決定(中略)の送付先」と同じ場合は 記入不要		住所、会社名、フリガナ、担当者名、所属部署、日中連絡が取れる電話番号、メールアドレス)の記載がある
2 誓約書(第2号様式)		誓約事項を一読し、該当項目に√がある 日付)の記載がある ※交付申請以前の日付であること 住所、名称、代表者の職・氏名)の記載がある ※『本人確認書類』または『実在証明書類』記載の内容と一致すること
3 助成金交付申請書(サービス事業者用)のコピー		申請するマンションの助成金交付申請書(サービス事業者用)のコピーを提出すること
4 太陽光発電システム設置概要書(指定様式)		
1 申請者情報		作成日)を記載すること ※交付申請以前の日付であること
2 申請種別		申請者名)の記載がある 「交付申請」に√がある
3 太陽光発電システムに関する情報 太陽電池モジュール		太陽電池モジュールのメーカー名、型式名、公称最大出力、使用枚数)の記載内容が見積書及び各種図面の記載と一致している 太陽電池モジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPVM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議(以下「IEC」という。)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること ※IECのIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュールを設置する場合は、認証されていることがわかる資料を別途提出すること 太陽電池モジュールの認証が有効期限内である
3 太陽光発電システムに関する情報 パワーコンディショナー		パワーコンディショナーのメーカー名、型式名、定格出力)の記載内容が見積書及び各種図面の記載と一致している 太陽光発電システム 発電出力)が、50kW未満である
4 太陽光発電システム助成金上限額の算定		助成対象設備を導入する建物等の種別)の選択内容が助成金交付申請書(第1-2号様式)と同一である 架台設置の有無、防水工の有無)の選択内容が助成金交付申請書(第1-2号様式)と同一である
5 助成申請者(個人)本人確認書類		
※申請者の種別が個人の場合のみ提出		運転免許証、資格確認書、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書(在留カード、又は特別永住者証明書)、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、マイナンバー個人番号カード、いずれか1つの写しである 申請者本人の氏名・住所がはっきりと確認できる ※氏名と住所が記載された面(頁)が分かっている場合は、両方の面(頁)が必要 交付申請受付日時点で有効期限内である 日本で発行されたものである 不要な個人情報欄はマスキング(黒塗り)すること ※マイナンバー個人番号カードの場合、性別、左下16桁の番号、臓器提供意思の欄をマスキングする(裏面(個人番号、二次元コード)の写しは不要) 共同申請の場合、使用者の本人確認書類も提出すること
6 助成申請者(法人)実在証明書類		商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のいずれかである ※印鑑証明書の場合は、助成金交付申請書の「申請者情報」欄に記載の代表者のものであること 交付申請受付日時点で発行日から6か月以内である 登記情報提供サービスで取り寄せたものでない 共同申請の場合、使用者の実在証明書類も提出すること
7 太陽光発電システムの所有者(リース等の事業者等)	実在証明書類	
※リース契約を締結しようとする場合のみ		商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人の印鑑証明書のうちいずれかである ※印鑑証明書の場合は、「申請書情報欄」に記載の代表者のものであること 交付申請受付日時点で発行日から6か月以内である 登記情報提供サービスで取り寄せたものでない

8	見積書（写し）	<p>交付申請受付日時点で有効期限内の見積書である</p> <p>新築工事や改修工事に伴い助成対象設備を設置する場合、助成対象設備の工事のみに係る見積書を分離すること</p> <p>発行者（販売事業者等）の社名、捺印がある</p> <p>※電子印も可</p> <p>宛先（注文者）に申請者の宛名の記載がある</p> <p>助成対象設備の設置場所の住所の記載がある</p> <p>太陽電池モジュールの「型式名」の記載がある</p> <p>パワーコンディショナーの「型式名」の記載がある</p> <p>太陽光発電システム設置に係る機器費、材料費、工事費について、それぞれの詳細の内訳・金額の記載がある</p> <p>※消費税及び地方消費税は除く</p> <p>架台の設置に係る材料費、工事費について、それぞれの詳細の内訳・金額の記載がある</p> <p>※架台の設置工事がある場合</p> <p>※消費税及び地方消費税は除く</p> <p>防水工事に係る材料費、工事費について、それぞれの詳細の内訳・金額の記載がある</p> <p>※防水工事がある場合</p> <p>※消費税及び地方消費税は除く</p>
9	助成対象機器設置前の写真 ※既存住宅の場合のみ	<p>助成対象機器が設置前であることが分かる</p> <p>太陽光モジュール、パワーコンディショナーの設置予定位置の全景が撮影されている（障害物がないこと）</p> <p>カラー写真である</p> <p>GoogleマップやWEB上の地図の写しではない</p>
10	助成対象住宅の登記事項証明書 ※既存住宅の場合のみ	<p>法務局の公印がある</p> <p>登記情報提供サービスで取り寄せたものでない</p> <p>交付申請受付日時点で発行日から6か月以内である</p> <p>全部事項証明書 または 現在事項証明書である</p> <p>専有部分の家屋番号の記載があり、戸数の確認ができるものである</p> <p>建物の構造に「陸屋根」と記載がある</p> <p>※架台工事、防水工事ありの場合</p>
11	リース申込書・リース見積書 ※リース契約を締結しようとする場合のみ	<p>事業または取扱商品の具体的な内容（価格、購入方法、サービスの流れなど）が確認できる</p> <p>助成金分がリース料金から控除されていることが分かる</p> <p>機密情報がある場合は、必要に応じてマスキングすること</p>
12	太陽光発電システムの設置に係る決議書又はこれに代わるもの ※既存住宅の場合のみ	<p>太陽光発電システムの設置について説明されたことが分かる</p> <p>申請する機器の設置について合意された旨の記載がある</p> <p>都の助成金を受ける（申請をする）ことを説明した旨の記載がある</p> <p>総会または理事会の開催日、マンション管理組合名、代表者名等の記載がある</p> <p>管理組合代表者が選定されたことが分かる</p> <p>※議事録の中に記載がない場合は、代表者選任を証する資料を別途提出すること</p>
13	太陽電池モジュールの割付図	<p>申請する助成対象機器について記載がある</p>
14	太陽光発電システムの電気系統図（単線結線図）	<p>見積書に記載された費目との照合が明確にできるように、図面に品名・型式・仕様等を正確に記載すること</p> <p>申請する助成対象の機器、盤、配線等はカラーで記載されている（受変電設備の申請範囲とは別色で示し区別させること）</p> <p>太陽電池モジュールから単位住戸までの電気系統が記載されている</p> <p>助成対象設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、共用部と専有部の区分が明確に分かる（連系点が複数ある場合には全数記載すること）</p> <p>電源ラインに接続される単位住戸の戸数が記載されている</p>
15	太陽光発電システムの平面図	<p>屋根・屋上全体に対する太陽光発電システムの設置場所が示されている</p> <p>助成対象設備（付帯設備も含む）の位置がカラーで記載されている</p> <p>太陽電池モジュール（設置枚数全て）、パワーコンディショナー等の位置と寸法の記載がある</p> <p>見積書記載の機器が設置されることが記載されている</p> <p>太陽電池モジュールの据付構造を示す図が記載されている（メーカー発行の据付構造図を別紙提出でも可）</p> <p>太陽電池モジュールの支持物の設計用基準風速に適合していることが確認できる</p>
16	設備の仕様内容がわかるもの（カタログ・パンフレット・仕様書等）	<p>申請する機器（太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、架台）のメーカー名、型式、仕様を確認できる</p>
17	その他公社が必要と認める書類 ※該当するものがあれば提出	<p>3者の関係が分かるスキーム図（様式問わず）の提出があること</p> <p>※3者共同申請の場合</p> <p>建物の構造が「陸屋根」だと分かる資料の提出があること</p> <p>※新築住宅で、架台工事、防水工事がある場合</p> <p>利益排除に該当する場合、下記いずれかのパターンに沿った資料を提出すること</p> <p>〈パターン① 利益排除に該当する経費の原価が分かる〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原価の分かる書類</li> </ul> <p>〈パターン② 利益排除に該当する経費の原価を証明できない〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持株比率を証する書類</li> <li>・ 調達先の直近年度の決算報告書（「売上総利益率」が確認できる決算報告書（単独の損益計算書））</li> </ul> <p>※利益排除に該当する場合に提出</p> <p>審査過程で公社から提出をもとめられた書類があれば提出をすること</p>